

諮問番号：令和5年度諮問第5号

答申番号：令和5年度答申第5号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び三木市国民健康保険税条例（昭和34年三木市条例第16号。以下「本条例」という。）の規定に基づき、審査請求人に対し、令和4年7月14日付け国民健康保険税納税通知書により、審査請求人の令和4年度の国民健康保険税額を28,000円とする賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った旨通知した。

2 審査請求

審査請求人は、令和4年10月5日、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 年金が物価上昇に追いつかず、更なる大幅な保険料増額で生活がますます苦しくなる。
- (2) 国民健康保険被保険者は、組合健保加入者に比べて、所得は1/2.5、保険料負担率は1.7倍であり、格差を一層広げる改訂は不平等である。
- (3) 不公平不平等を解消するよう保険料を引き下げてほしい。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、地方税法及び本条例の規定により、適正に行ったものである。
- (2) 審査請求人の直近3年間の年金収入額は、減額傾向ではない。
- (3) 国民健康保険税の税率等については、三木市国民健康保険運営協議会が答申した内容に基づき市長が定めた案を市議会の議決により決定している。
- (4) 国民健康保険税の税率等については、国民健康保険税率は、近年では平成20年度、平成30年度の改定を除き、長らく加入者の負担を抑えるため据え置いていたものを、三木市国民健康保険財政の健全化を目的に、令和3年11月10日に策定した「三木市国民健康保険財政健全化計画」に基づき、兵庫県が示す標準保険税率（以下「標準保険税率」という。）に合わせるため、令和4年度に改定したものである。しかしながら、国民健康保険税率を、標準保険税率まで一度に引き上げた場合、被保険者にとって大きな負担となることから、令和4年度から令和6年度にかけて段階的に引き上げることとしたものである。
- (5) 担税能力に応じた軽減制度として、審査請求人世帯は令和3年中総所得金額に基づき、均等割額と平等割額について5割軽減を適用している。
- (6) よって、本件処分は適正に行っており、違法、不当な点は存しないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額である（地方税法第703条の4第2項及び本条例第2条第1項）。

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の算定に必要な審査請求人の令和3年中の総所得金額、被保険者数については争いがなく、審査請求人の令和4年度分の国民健康保険税の税額は、本条例第1条乃至第3条、第5条、第7条及び第17条の規定に従って適正に算定されたものと認められる。

- (2) 審査請求人が、審査請求書において述べている、「年金が物価上昇に追いつかず、更なる大幅な保険料増額で生活がますます苦しくなる。」、「国民健康保険被保険者は、組合健保加入者比べて、所得は1/2.5、保険料負担率は1.7倍であり、格差を一層広げる改訂は不平等である。」、「公平不平等を解消するよう保険料を引き下げてほしい。」などという主張については、審査請求人自身の生活面の状況や三木市政に対する不満であり、いずれも、本件処分が現行法令等に照らし、適法かつ適正に行われているか否かを審査する本件審査請求においては、審査の対象とならない。その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和5年6月5日	諮問
令和5年7月31日	調査審議
令和5年8月31日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対して賦課された令和4年度国民健康保険税額は、当審査会における検証を通じて、地方税法第703条の4及び第703条の5並びに本条例第1条、第2条、第3条、第5条、第7条及び第17条の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。
- (2) 審査請求書において審査請求人が述べているのは、平成30年度に改定された後の三木市国民健康保険税の税率に関する本条例の定めによる課税額が高きに失し不当であるという主張、及び三木市国民健康保険加入者が他の健康保険加入者と比べて保険料(税)負担率が高く、更なる税率の改定は不平等であるという主張、並びにそうであるから審査請求人の国民健康保険税を下げてもらいたいという市の政策に対する要望と理解できる。
しかしながら、行政不服審査法における審査は個々の行政処分の違法性及び不当性を審査するものであり、税率の定め等といった条例そのものの不当性或いは市の政策に対する要望はそもそも審査の対象外である。
- (3) よって、本件審査請求には理由がないものと認められるので、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和5年8月31日

三木市行政不服審査会
会長 矢形 幸之助
委員 東 泰弘
委員 岡田 順子